

船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和2年6月3日 15時35分ごろ
発生場所	佐賀県住ノ江 ^{すみのえ} 港南方沖 住ノ江港第1号灯標から真方位186°850m付近 (概位 北緯33°10.5′ 東経130°14.1′)
インシデントの概要	漁船第二城南丸 ^{じょうなん} は、揚網作業中、船外機の推進器翼に網が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年6月16日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二城南丸、0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	SA3-34411、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3～4 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船長が船尾部で船外機の操縦に当たり、船外機を中立運転として船首を南方に向け、乗組員2人が左舷側から流し網の揚網作業を行っていたところ、風向が南東から南西に変わって風が強くなり、船尾部が網の方に圧流され、船外機の推進器翼に網が絡まった。</p> <p>本船は、船長が、絡まった網を外そうとしたものの、網を切断する包丁等の道具を積んでいなかったため、網を外すことができず、航行不能と判断し、118番通報を行って救助を求め、来援した水難救済会所属の船舶にえい航された。</p> <p>船長は、ふだん、網の風下側から揚網しており、風向が変わった場合には、船尾部を網から離すように船外機を操縦する必要があったが、風向の変化には注意していたものの、本インシデント時、風向が変わって急に風が強くなったので、船外機の操縦が間に合わなかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、揚網作業中、風向が変わって急に風が強くなった際、船外機の操縦が間に合わず、船尾部が網の方に圧流されて船外機の推進器翼に網が絡まったことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が揚網作業中、風向が変わって急に風が強くなった際、船外機の操縦が間に合わず、船尾部が網の方に圧流され

	<p>て船外機の推進器翼に網が絡まったため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船長は、本インシデント後、網が推進器翼に絡んだときに切断するための道具を備えるようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・揚網作業中は、推進器翼に網が絡まらないように、網と推進器翼との位置関係に注意するとともに、風の影響等も考慮して時機を逸することなく操縦すること。・網を切断する包丁等を装備しておくことが望ましい。